

官報 號外

明治三十二年一月十七日

火曜日

印刷局

第十三回 衆議院議事速記録第十六號

明治三十二年一月十六日(月曜日)午後一時十分開議

議事日程 第十四號 明治三十二年一月十六日

午後一時開議

- | | | |
|-----|-----------------------------|---------------|
| 第一 | 登錄稅法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第二 | 印紙稅法案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第三 | 噸稅法案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第四 | 葉煙草專賣資金會計法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第五 | 葉煙草專賣資金會計法廢止ニ關スル法案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第六 | 事業公債及鐵道公債特別會計法案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第七 | 債金ヲ公債費途へ繰替運用ニ關スル法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第八 | 債金特別會計法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第九 | 明治二十三年法律第十四號廢止ニ關スル法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十 | 造幣局据置運轉資本増加ニ關スル法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十一 | 北海道官設鐵道用品資金會計法案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十二 | (製鐵所)作業會計法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十三 | (專賣局)作業會計法中改正法律案(政府提出) | 第一讀會ノ續(委員長報告) |
| 第十四 | 國籍法案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十五 | 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | |
| 第十六 | 明治二十九年法律第六十三號中改正法律案(政府提出) | 第一讀會 |
| 第十七 | 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | |
| 第十八 | 藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案(貴族院送付) | 第一讀會 |
| 第十九 | 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 | |

第二十 裁判所設立廢止及管轄區域變更ニ關スル法律案 第一讀會

第二十一 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉 第一讀會

第二十二 宅地組換法案(貴族院提出) 第一讀會

第二十三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第二十四 登錄稅法中改正法律案(木村警太郎君) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二十五 建議案(佐々友房君)

第二十六 建議案(神樂知常君)

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ報告ヲ致シマス

(寺田書記官朗讀)

副議長元田肇君ハ本院ノ決議ニ基キ一昨十四日天機伺フナセリ

政府ヨリ曩ニ提出セル明治三十一年度歲入歳出總豫算追加案(第三號)(第二號)(第五號)ハ撤回ノ旨通牒アリ

政府ヨリ明治三十一年四月一日ヨリ同三十一年三月三十一日ニ至ル各省所管官有財産増減異同報告書ヲ送付セラレタリ

政府ヨリ明治三十一年歳入歳出總豫算追加案(第二號)(第三號)(第五號)(第六號)ヲ提出セラレタリ

貴族院ヨリ宅地組換法案ヲ提出セラレタリ

貴族院ヨリ本院送付ニ係ル地租條例中改正法律案田畑地價修正法律案ヲ可決シタル旨通牒アリ

貴族院ヨリ郵便條例中改正法律案供託法案ヲ送付セラレタリ

神輿知常君外三名松田正久君長谷場純孝君小林乾一郎君ヨリ建議案ヲ出水彌太郎君外三名藤金作君鈴木惣兵衛君恆松隆慶君ヨリ社寺林地保管法案ヲ提出セラレタリ

○議長(片岡健吉君) 請暇ノ件ニ就イテ諸君ニ御諮リ致スコトガゴザイマス、堀越寛介君父病氣ノタメ、本日ヨリ一月二十九日マデ二週間ノ請暇、東

眞三郎君ヨリ病氣ノタメ、本日ヨリ本月二十五日マデ十日間ノ請暇、中野武

營君ヨリ病氣ノタメ、本日ヨリ本月二十五日マデ十日間ノ請暇、高橋九郎君

ヨリ病氣ノタメ、本日ヨリ本月二十九日マデ二週間ノ請暇、今村千代太君ヨ

リ父病氣看護ノタメ、本日ヨリ本月二十九日マデ二週間ノ請暇、此通請暇ヲ申出デラレマシタガ、各々許可致シマシテ御異議アリマスマイカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、許可致スコトニ致シマス、是ヨリ會

議ヲ開キマス、議事日程ノ第一登錄稅法中改正法律案委員長報告、木村誓太郎君

第一 登錄稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長)

(木村誓太郎君演壇ニ登ル)

○木村誓太郎君(五十番) 登錄稅法中改正法律案ノ委員會ノ結果ヲ御報告ヲ致シマス、此報告前ニ當リマシテ、其報告書中聊カ御訂正ヲ願ヒタイコトガアリマス、即チ此報告書ノ一頁ノ第八行目デゴザイマス「第五條ヲ左ノ通り改ム」トアリマス此文字ヲ改メシテ「第四條ノ次ヘ左ノ一條ヲ加フ」ト云フコトニ訂正ヲ致スノデス、意味ニ於テハ少シクモ變リマセヌガ、是ハ即チ政府ノ登錄稅法ノ改正案中ニ第五條ト云フモノガナイノデアリマス、此第四條ヘ此改正ヲ加フルノデゴザイマス、第四條ノ次ヘ左ノ一條ヲ加フト云フ文字ニ、御改メヲ願ヒタイノデゴザイマス、本案ハ委員ヘ付託セラレマシタル以來、三回委員會ヲ開キマシテ、十二月二十三日ニ決定ノ上、議長ニ報告ヲ致シタルコトデアリマス、本案ハ現行法ノ不備ヲ補ヒ、併テ適度ノ増稅ヲ含シタル法案デアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ、本案大體ヲ是認致シマシテ、七箇所ニ修正ヲ加ヘテ報告ヲ致シタルコトデアリマス、其修正ノ箇所ヲ一々申シマセウナラバ、即チ一頁ノ第二條ノ四號デゴザイマス、是ハ修正ヲ加ヘマシテ、即チ四號ノ「明治十九年法律第一號登記法施行前ニ取得シタル所有權ノ保存」トアリマス、從來保有セル所有權ノ保存」ト云フコトニ改メシテゴザイマス、是ハ意味ニ於キマシテハ、別段ノ變リハゴザイマセヌガ、此修正致シタル文字ハ、即チ現行法ニアリマス、所ノ文字ヲ取ツテ、修正ヲ致シタルデアリマス現在ノ現行法第二條ノ第九號ニ於キマシテハ「從來保有セル所有權ヲ明確ニスル爲メ登記ヲ請フ者」ト云フ文字デアリマス、矢張此意味ノ方ガ明確ニ分ル、分リ宜イ、且ツ又明治十九年法律第一號登記法施行前ト限ルノハ、或ハ宜クナイト云フ嫌ガ 場合ガナキニシモアラズト考ヘマシテ、此「從來保有セル所有權ノ保存」ト云フコトニ修正ヲ致シタルデアリマス、次ニハ即チ五頁ノ仕舞ヒカラ三行目デアリマス、即チ第二條ノ二十一號、此第二十一號ノ「登記ノ更正變更又ハ抹消」トアリマス、是ハ其儘ニシマシテ、此不動産每一箇トアリマス、現行法デ見マス、每一件金十錢トアリマス、ノ不動産每一箇トスルガ最後、一旦賣入書入等ニ致シ、其證文ヲ取消シマス、就イテ、非常ナ登錄稅ヲ取ラ、コトニナルノデアリマス、即チ田畑見マス、或ハ十歩二十歩ト云フ細カイ畝歩ノモノデモ、一箇ニ數ヘマスカラシテ、十筆アリマス、モ「デゴザイマス」レバ、即チ一圓取ラレラニテ、是ハ詰リ負債者ノ餘程迷惑ニナラウト考ヘマシテ、是ハ從來ノ通每一件、即チ件數ニ依ッテ徵稅ヲスルコトニ致シマシテ、一般ニ僅カヅ、稅ヲ増スコトノ趣意ヲ含シ居リマスカラシテ、是マデノ十錢デ據置キマス、少シ權衡ヲ得マセヌカラシテ、二十錢ト致シ、即チ十錢ヲ二十錢ト致シテモ、餘程是デ稅ヲ輕メル姿ニナルノデゴザイマス、現在ノ

デ見マスレバ、凡ソ一件ガ平均四筆餘ニナッテ居リマス——件數ガ一件四筆餘ノ平均ニナッテ居リマス、謂ハハ是ガ十錢トアリマシテモ、自ラ四十錢ニナルノデアリマス、是ヲ殆ド半額ニシタモ同様ナ修正ナンドゴザイマス、是ニ依ッテ今度ノ委員會デ修正ヲ致シタル所ノ金額ノ一番減リ高ガ、是多イノデアリマス、是ニ依ッテ減ズル所ノモノハ十五萬八千圓餘ノ減額ニナルノデアリマス、次ニハ六頁ノ所デ、即チ第三條ノ四號「從來保有セル所有權ノ保存」ト改メシタルハ、即チ第二條ニ於テ説明致シマシタル、同理由デゴザイマス、別段申シマセヌ、次ニ第三條ノ十號、即チ八頁ノ四行目、是ハ船舶每一箇十錢トアリマス、即チ前ノ不動産ノ第二條ノ權衡ヲ取リマシテ、矢張每一件ト致シマシテ、金二十錢ト改メシタルノデゴザイマス、是ハ是マデノ登記ノ實際ニ徵シマシテモ、一箇ト致シマシテモ一件ト致シマシテモ違ハヌノデアリマス、是ハ每一件トシテ下ノ十錢ヲ二十錢ト改メシタル故ニ、却テ六百四十七圓豫算ノ金額ガ増スノデアリマス、次ニハ此第四條ノ次ヘ第五條ノ改正ヲ茲ニ加ヘルノデアリマス、是ハ政府カラ提出セラレマシタル法案ノ改正ニハナイノデアリマシタガ、即チ木村誓太郎外四名ヨリ提出致シマシタル所ノ登錄稅法中ノ改正案ヲ即チ全部ニ是認致シマシテ、茲ニ持テ來テ此政府案ノ改正中ニ加ヘタルデアリマス、其理由ハ別々ノ法案ニ致シテ置キマス、同シ登錄稅法中ノ改正法案ト云フモノガ、二ツニナッテ出マスカラシテ、甚ダ複雑ニ互リマスカラシテ、一ノ案ヲ潰シマシテ、之ヲ合併シテシマフノデアリマス、此第五條ノ改正シタル所ノ理由ニ於キマシテハ、提出者ヨリ先キニ詳シク説明ヲ致シマシタルカラシテ、茲ニ省キ置キマス、デゴザイマス、第十九條ノ即チ十六頁ノ所デゴザイマス、第十九條ノ一號「政府ノ利益ノ爲メニスル登記」トアリマス、政府自己ノ爲メニスル登記」ト云フ、唯チヨット解シ易イヤウニ文字ヲ直シタルデアリマス、又同條ノ第四號ニ於キマシテ、不動産登記法第五十六條ニ依ル登記トアリマス、之ヲ「明治十六年第十八號布告地所賣入書入規則及同八年第四百十八號布告建物書入賣入規則ニ從ヒテ公證ヲ經タル證書面ノ權利ニ付テ債權者ヨリ申請スル登記」ト改メタ、即チ此不動産登記法ノ第五百十六條ニアリマス文字ヲ其儘ニ持ッテ來タルデアリマス、此不動産登記法第五百十六條ト云フコトニ、此法律ニ掲ゲ置キマシタルキニハ、此箇條ノ變更ニナリマシタルキニ、大變都合ガ惡クナッテ參リマスカラシテ、寧ロ其明文ノ全部ヲ茲ニ掲ゲテ示シテ置ク方ガ、明瞭ナリト云フコトデ、斯ク修正ヲシタルデアリマス、以上ノ所、即チ委員會ニ於キマシテ修正ヲ加ヘタル七箇條ノ所デアリマス、其外ニ議論ノアリマシタル箇條ヲ一二申上ゲマセウナラバ、元ヘ立戻リマシテ、此第二條ノ三號ノ所ニ於キマシテ、即チ相續以外ノ原因ニ依ル所有權ノ取得ト云フ所、是ハ即チ地所賣買或ハ交換等ノモノハ、總テ是ニ依ル譯ニナリマス、是ガ現在ノ所デ見レバ、千分ノ二十ヲ、此度千分ノ二十五ト改正セラレ、此改正ノタメニ此度ノ此租稅ノ増加ト云フモノガ、一番金高ガ大キイノデアリマ

ス、然ルニ委員會ニ於キマレテ、或ル論者ハドウモ此ニ十五ト上ゲルノハ、酷ニ過ギルト云フ説モ大分アリマシテ、種々討論ノ末、若シ之ヲ元ニ復シテ、千分ノ二十ト致シマスルニハ、是ヲ一箇ニ於テ六十八萬圓、又其他船舶等ノモノヲ加ヘマスレバ、七十萬圓程ノ違ニナリマス、ソレ故ニ此項ハ矢張政府案ノ原案ノ通ニ、据置カウト云フコトニナッタデアリマス、モウ一ツニハ同條ノ第十二、即チ三頁ノ一番末項、此質權抵當權ノ取得ト云フノ元ト千分ノ五デアリマシタノヲ千分ノ六ト改テ居ルデアリマス、是モ元ノ通ニ据置クト云フコトノ議論ガアリマシタガ、是モ矢張餘程金額ノ變動ガ甚シイモノデアリマシテ、僅ニ千分ノ一ノ違デ、十八萬五千圓程違フノデアリマス、ソレガタメニ是モ矢張原案ノ通据置カウト云フコトニナッタデアリマス、以上ガ即チ委員會ノ結果デゴザイマスルデ、之ヲ報告ヲ致シ置キマス、尙ホ唯今申述ベマシタ通ニ、吾々ノ委託ヲ受ケマシタノハ、此外一件、モウ一件此木村誓太郎外四名ヨリ提出ニナッタ分モ、併テ囑託ヲ受ケタノデアリマスガ、即チ此第五條ノ所ニソレヲ加ヘマシタガ故ニ、自然消滅ヲ致シマスル譯デゴザイマスルデ、今日ノ議事日程ノ末ニ至リマシテ、此木村誓太郎外四名ノ登錄稅法中改正法律案ノトキニハ、別段唯今申述ベタ理由デゴザイマスカラ、登壇ヲ致シテ理由ヲ述ベヌコト、致シマスルデ、左様御承知置ヲ願ヒタイノデゴザイマス

○星亨君(二百二十四番) チョット質問ガゴザイマス、唯今ノ委員長ノ報告ニ依リマスルト此租稅ノ稅ノ額ニ於テドノ位減ジマス譯デゴザイマスカ、ソレヲ一ツ伺ヒタイ

○木村誓太郎君(五十番) 總額デ二十四萬二千圓減リマス

○星亨君(二百二十四番) 委員會ノ修正ノタメニ減ズル譯デゴザイマスカ

○木村誓太郎君(五十番) 左様デゴザイマス

○西川宇吉郎君(二百三十番) 委員會ノ意見ヲ贊成致シマス

○星亨君(二百二十四番) 二讀會ヲ開クトノ動議ヲ提出致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 直ク開クト云フノデスカ

○星亨君(二百二十四番) 二讀會ニ移ルト云フコトデス

○議長(片岡健吉君) ソレデハ採決致シマス、御異議ガナケレバ二讀會ヲ開クト云フコトニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) ソレデハ御異議ガナイモノト認メマス、是ハ二讀會ヲ開クトニナリマシタ、次ハ議事日程ノ第二印紙稅法案委員長ノ報告、二百四十二番

第二 印紙稅法案(政府提出)

(星松三郎君演壇ニ登ル)

第一讀會ノ續(委員長報告)

○星松三郎君(二百四十二番) 印紙稅法案ニ就キマシテ委員會ノ審査及結果ヲ報告致シマス、委員ハ昨年十一月十日議長指名ヲ以テ選舉致サレマシテ、ソレカラ十二日ニハ委員長理事ノ選舉ヲ致シマシテ、引續キ審査ヲ遂ゲルコト三回、其中兩度程ハ政府委員ト交渉致シマスル事柄ガゴザイマシテ交渉致シマシテ都合委員會ヲ開キマシタコトガ五回、諸君ノ御手許ニ同シテ置キマシタ通ノ次第ノ修正ニナリマシタコトデゴザイマスルガ、第一條ハ原案ノ儘デゴザイマシテ、第二條ハ「證書ニ關シテハ一通毎ニ金高記載五圓以上ノモノニ限リ記載金高、一萬分ノ五」トアルヲ三ト改メマシタ、即チ極度ガ十萬圓ニ對シテ五十圓ノモノヲ三十圓ト改メタコトデゴザイマス、ソレカラ次ニハ第三條ヲ更ニ修正致シマシテ約束手形及爲替手形ニ對スル——約束手形ニ對シマスル一項ヲ置キマシタノデゴザイマス、ソレハ原案ニハ總體通ジテ二錢ト相成ツテ居リマスルノヲ是ヲ四項ニ分チマシテ現行法ハ此承知ノ通五ツニ分ツテ居ルノデゴザイマスルガ、是ヲ四ツニ分チマシテ二百圓以下ハ二錢、金高千圓以下ハ五錢、金高二千圓以下ハ十錢、金高二千圓ヲ超エルモノハ二十錢ト云フコトニ修正ヲ致シマシテゴザイマス、此三條ヲ置キマシタメニ順次繰上ニナリマシテ舊ノ第三條、即チ原案ノ第三條ハ第四條ニナリマシタ、從ツテ此爲替手形約束手形ト云フ二項ガ修正ニナッタニ就キマシテ第三條ニ繰上ゲマシテ即チ第四條ノ所デハ舊ノ第三條ニ掲ゲテ置キマシタ所ノ爲替手形約束手形ト云フ二ツハ削除ニナリマシテ前段申上ゲマシタ通此第三條ノ方ニ繰上ゲマスル、次ニ變リマシタ所ハ更ニ茲ニ第五條ニ挿入致シマシタモノハ、小切手ト云フモノハ原案ハ無論無稅ニナツテ居リマスガ、其他ノ金高五圓未滿ノ爲替手形約束手形此一項ヲ差加ヘマシタコトデゴザイマス、ソレカラ其外ニモウ一ツ營業ニ關セザル受取書、其次ニ至リマシテ五圓未滿若クバ金高記載ナキ送狀受取書トゴザイマシテ「又ハ受取書」トゴザイマスルノヲ「受取書又ハ賣買仕切狀」ト、之ヲ挿入致シマシタノデゴザイマス、ソレカラ政府案即チ此修正致シマセヌ方ノ第八條ト云フ所ガ順次繰上ガリマシテ一項ヲ置キマシタメニ九條ト相成リマシテ、此九條ニハ又聊カ修正ガゴザイマス、是ハ「印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿ノ紙面ト印紙ノ彩紋トニ掛ケテ判明ニ之ヲ消スヘシ」トゴザイマスルヲ「印紙ヲ貼用スルトキハ證書又ハ帳簿作成者ノ印章又ハ署名ヲ以テ之ヲ消スヘシ」ト斯様ニ修正ニナリマシタ、第十六條即チ唯今ノ第十七條ニナツテ居リマス所ニ聊又修正ガゴザイマス、是ハ斯様ニナツテ居リマシテ但書ヲ是ニ加ヘマスルコトニナリマシテ原案ノ儘デハゴザイマスガ、但書タケハ委員ノ方デ加ヘマシタモノデゴザイマシテ、此但書ハ斯様ニ相成ツテ居リマスル、「但シ手形用紙記載ノ金高以上ニ之ヲ使用セントスルトキハ其不足額ハ印紙ヲ貼用シテ之ヲ補足スヘシ」斯様ニ致シマセヌト云フト、舊來ノ印紙ヲ皆使ヒマセヌヤウナコトデハ甚ダイカスト存ジマスルガタメニ此但書ヲ用ヒマシテ是ヲ補足スルコトニ致シマシタ、以上陳述致シマシタ通此印紙稅法案ニ就キマシテハ、數回ノ審査ヲ遂

ケマシテ此印紙稅法案ハ既ニ昨年ノ五月即チ臨時會ニ政府案トシテ提出ニ相成リマシタモノデ、其折ニモ審查ヲ遂ゲマシテ既ニ報告致スバカリノ手順ニナツテ居リマシタトキニ際シテ解散ト相成リマシテ其儘ニ相成ツテ居リマシタノデゴザイマスガ、尙ホ今回ハ一層審査ヲ密ニ遂ゲマシテ右様ニ修正致シマシタコトデゴザイマスルデ、希ハクハ諸君此修正通ニ御賛成アラシコトヲ希望致シマス、以上委員ノ審査ノ御報告ヲ致シマシタ

○永井嘉六郎君(二十五番) チョット御尋致シマスガ、此問題ノ修正ノ結果ト致シマシテ政府案ト相對比致シマシテ稅源ノ異動ハドウ云フコトニナツテ居リマスカ

○星松三郎君(四番) 凡ソ差引増減ナシト云フ——僅ニ政府案ヨリ減シマセウカ知ラヌト思ヒマスガ、印紙稅ハ豫期ノ通ニ參リマセヌサウデゴザイマシテ、政府委員ノ申シマスニハ、差引増減ナシト云フコトデ御答申サウト云フヤウナコトデゴザイマシタ——別段御質問ゴザイマセヌカ、ゴザイマセヌケレバ是デ……

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ゴザイマセヌケレバ、第二讀會ヲ開クヤ否ヤニ就イテ採決ヲ致シマス、御異議ガナケレバ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 本案ハ第二讀會ヲ開クコトニ致シマス、次ニ議事日程ノ第三噸稅法案デアリマスルガ、委員長山内吉郎兵衛君カラ都合ガアツテ報告ヲ延期シタイト云フ申出ガアリマスルデ、格別御異議ガアリマセヌケレバ、議事日程ノ第四ニ移リマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 次ニ議事日程ノ第四葉煙草專賣資金會計法中改正法律案——委員長ノ報告

第四 葉煙草專賣資金會計法中改正法律 第一讀會ノ續(委員長)

案(政府提出)

○恆松隆慶君(九十七番) 第四第五ヲ併セテ委員ノ報告アラシコトヲ前以テ希望致シテ置キマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 第四第五ヲ併セテ報告致スト云フコトニ就イテ御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス

○磯部八五郎君(二百七十四番) 私ハ第四日程ノ委員長デゴザイマスガ、第五ノハ違ヒマスカラ……

○議長(片岡健吉君) 第四ト第五ハ委員長ガ違フサウデゴザイマスカラ、是ハ別ニ致シマス

(磯部八五郎君演壇ニ登ル)

○磯部八五郎君(二百七十四番) 葉煙草專賣資金會計法中改正法律案委員會ノ次第ヲ述ベマス、此委員會ハ昨年十二月二十四日ニ開キマシテゴザイマスルガ、極テ簡單ナモノデゴザイマスルデ、政府委員ニモ御尋致シマシタガ、資金額ノ増補採ノ必要ハナシト云フコトデゴザイマス、ソレデ委員會ハ決シテ議論等ハ致シマセヌデ、全會一致ヲ以テ政府提出案ノ通可決致シマシテゴザイマス、此段御報告致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 別ニ此コトハ質問スルコトモゴザイマセヌカラ、委員長ハモウ御降リニナツテ宜シウゴザイマス、此案ハ直チニモウ質問ガゴザイマセヌカラ、二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ此案ハ直チニ第二讀會ヲ開クト云フ動議ガアリマスガ、御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

葉煙草專賣資金會計法中改正法律案(政府提出) 第二讀會

○恆松隆慶君(九十七番) 是ハ葉煙草專賣ノ事業ガ作業會計ニ依ルト云フ結果デ、此廢止案デゴザイマスデ、別ニタイシタ理由ガアル譯デゴザイマセヌデ、讀會省略ヲ以テ直チニ決議セラレンコトヲ希望致シマス

○星亨君(二百二十四番) チョット議長ニ御尋シタイデスガ、此案ト同シ關連ヲ致シテ居リ葉煙草ノ收稅法案ハ既ニ可決ニナリマシタコトデアリマス

カ、ドウデゴザイマスガ、サウ致シマセヌト輸入ト云フ字ガゴザイマスカラ、若シ他ノ方ガ可決ニナラナケレバ無効ニナリハシナイカト云フ恐ガアリマスガ、ドウナツテ居リマスガ、チョット今氣ガ付イタデス

○議長(片岡健吉君) マダ可決ニナツテ居ラナイサウデゴザイマス

○星亨君(二百二十四番) サウスルト示談ヲ致シタウゴザイマスガ、恆松君、是ハ第二讀會ヲ直チニ開カヌコトニシタラドウデゴザイマセウ

○恆松隆慶君(九十七番) ソンナラ同意致シマス

○星亨君(二百二十四番) 直チニ開クコトニナツテ居リマスノデスカ

○議長(片岡健吉君) 第二讀會ヲ開クコトニ異議ナクシテナツテ居リマス

○星亨君(二百二十四番) ソレデハ示談ガ出來ナイ——直チニ開クト云フコトハマダチヤント極ラヌヤウデスガ

○議長(片岡健吉君) 二讀會ヲ開クト云フコトニハ決定致シマシタガ、是ハ二讀會ヲ開イテ二讀會ヲ延バスコトニ致シテハ、如何デゴザイマスガ

○星亨君(二百二十四番) サウスルト修正ガ出來ナクナツテ面倒ニナリハシマセヌカ

○議長(片岡健吉君) ソレデハ二讀會ノ決議ヲ延バサウト云フ動議ガ出マス

レバ、ツレニ就イテ採決致シマス

○星亨君(二百二十四番) サウ致シタウゴザイマス、直チニ二讀會ヲ開クコトニシテ讀會ノ中ニゴザリマスガ、私ハ茲ニ動議ヲ出シマス、此議案ハ二讀會ノ儘ニ措イテ今日ハ是デ止メテ他ノコトヲヤルト云フコトニシ、次ノ日程ニ移ラルレバツレデ宜イト考ヘマス、即チ二讀會ヲ是デ中止スルト云フコトニ致シタイ

○議長(片岡健吉君) 本案第二讀會ノ決議ヲ延バスト云フコトハ差支ナイト思ヒマス、星亨君ノ動議ニ就イテ採決致シマス、此第四ノ日程ハ二讀會ヲ開イテアリマスガ、決議ヲ延バスト云フ動議ガアリマス、御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ第五葉煙草專賣資金會計法廢止ニ關スル法律案委員長ノ報告、長坂重孝君

第五 葉煙草專賣資金會計法廢止ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(長坂重孝君演壇ニ登ル)

○議長(片岡健吉君) 是ハ議事日程ノ第十三マデ、同シ委員ニ付託シテアル議案デゴザリマスカラ、委員長カラ併テ報告シタイト云フコトデアリマスガ、御異議ハアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス

○長坂重孝君(二百五十四番) 此議事日程第五ヨリ第十三マデノ、委員會ノ結果ヲ御報告申上ゲマス、是ハ各案ニ就キマシテ、一々御報告ヲ申上ゲマス程ノコトガゴザリマセヌカラ、概括致シテ申上ゲルコトニ致シマス、總テ此法案ハ會計ノ組織ヲ整理シマスルコト、或ハ其足ラザル所ヲ補フコト云フヤウナ部類ニ過ギナイモノデ、極簡單ナモノデアッテ、今日ノ場合何レモ必要ナモノト認メラレマスル故ニ、委員會ニ於キマシテ一ノ異議モナク、満場一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマシタノデゴザリマス、是ダケノコトヲ御報告申上ゲマス、願クバ簡單ナ議案デゴザリマスルカラ、速ニ可決相成リマスルヤウニ、手順ヲ運バレタイモノト、委員長ニ於テ考ヘマス

○西川宇吉郎君(二百二十番) 是ハ委員長ノ報告ノ通ノ次第デアリマスカラ、直チニ二讀會ヲ……

○工藤行幹君(二百二十五番) 私ハ少シ質問ガゴザリマスルカラ、委員長ニ御止リヲ願ヒタイ、私ノ質問ハ外デゴザリマセヌガ、此一時價金特別會計資金ヲ以テ繰替支辨シ、他日公債ヲ募集スルト云フコトハ、此鐵道……價金ヲ公債費途ニ繰替運用ニ關スル法律案ノ中デゴザリマスルガ、是ハ一時價金ヲ特別會計カラ鐵道ノ公債ニ應ジタトキハ、他日返スト云フコトハ當リ前デゴザイマスガ、是ハ期限モ何モナク、唯政府ノ都合次第デ、或ハ長クヤッテ置イ

テモ、或ハ短期ニ返シテモ、一向差支ナイト云フ御見込デアリマスカ、是ハ期限モ何モナクテ差支ナイト云フ御見込デアリマスカ

○長坂重孝君(二百五十四番) 此事ニ就キマシテ委員會ニ於テ、質問異議等ガ現レマセヌデ、委員會ノ結果中ニハ、御答申上ゲル程ノ事柄ハアリマセヌ、願ハクハ政府委員ニ御質問ヲ請ヒタイト思ヒマス

○工藤行幹君(二百二十五番) モウ一遍承リタイ、委員會デハ何モ質疑ガナカッタト云フコトデアリマスカ

○長坂重孝君(二百五十四番) サウデス、ツレニ過ギナイノデゴザイマス

○工藤行幹君(二百二十五番) モウ一ツ御尋シタイデアリマス、暫ク……數、デゴザリマスルカラ、此法律第十四號廢止ニ關スル法律案ト云フノガゴザリマスルガ、是ハ……チヨット間違ヒマシタ、價金特別會計法中改正法律案ト云フノデアリマス、此價金ナルモノハ即チ特別會計ニナッテ居ルノデゴザリマスルガ、之ヲ此國庫内他ノ會計部ニ一時繰替運用スルト云フノハ、何ノタメニ斯ク運用シナクテハナラヌノデゴザリマスルカ、私共ハ敢テ運用スル必要ハナイト思フガ、ドウ云フ必要ガアッテ、斯ノ如キ法律ヲ出サレタノデゴザリマスルカ、委員長ニチヨット……

○長坂重孝君(二百五十四番) 是ハ價金ヲ公債費途ニ繰替運用ニ關スル法律案ト關連シテ居ルヤウニ考ヘラレマス

○工藤行幹君(二百二十五番) 何ト關連シテ居リマス

○長坂重孝君(二百五十四番) 價金ヲ公債費途ニ繰替運用ニ關スル法律案ノ會計部ニ一時繰替運用スルコトヲ得ルノデゴザリマスルカラ、公債デナクシテ何ノ費用ニデモ、ドンク使ッテ行クコトヲ得ルモノト、本員ハ認メテ居リマス、サウ特別會計ニ就イタモノヲ制限モ何モナク、政府ノ都合ニ依ッテ繰替ヘテ使ハナクテハナラヌト云フコトハ、ドウ云フ必要ガアリマスカ

○長坂重孝君(二百五十四番) 公債ノコトニ就イテハ、委員會ニ於テモ唯今申上ゲタヤウナ事柄ハアリマシタガ、唯今御尋ノ如キ詮議ハ、矢張ゴザリマセヌ

○工藤行幹君(二百二十五番) 是ハサウスレバ、委員會デ詮議ガナイニ就イテ、ドウ云フ理由ト云フコトハ、委員會デハモウ一向御分リハナイノデゴザイマスルカ

○長坂重孝君(二百五十四番) 委員會デ現レマシタコトハ、委員長ハ御報告申上ゲマスガ、現レマセヌコトハ、縱令一己ノ意見ガアリマシテモ、御答ヘ申上ゲル限デナイト思ヒマス

○工藤行幹君(二百二十五番) サウ云フ風ナラバ、委員長ハ無用ダト思ヒマス

○恆松隆慶君(九十七番) 今度ハ遣リ損ハナイノデゴザリマス、全體第四ハ本員ノ遣リ損ヒデナクシテ、議事日程ニ載セタノガ遣リ損ヒデス、是ハ極簡單デアリマスカラ、直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○原田赴城君(四十七番) チョット政府委員ニ御尋シタイ、償金ノコトデアリマスルカラ、此處デ御尋シタイ、三十二年度ノ償金ノ現在高ハ何程デアリマスカ、此歳入歳出總豫算參考書ヲ見マスルト、表ガ出テ居リマスカ、是ハ種ノモノニ繰替流用等ガ致シテアラウト思ヒマス、繰替流用モ何モセズ、三十二年度ニ現金デアアル償金ハ何程デアリマスカ

○工藤行幹君(百二十五番) 願ハクハ此數ノ問題デゴザリマスルカラ、私共ハ委員長デハ分リマセヌカラ、政府委員ニモ質問シタイコトモアリマスカ、面倒ナ案デゴザリマセヌガ、關係スルコトガ大ナルモノデゴザリマスルカラ、問題ハ一ツミニ就イテ……

〔恆松隆慶君「其問題ニ入ッタキ質問スレバ宜シイ」ト呼フ〕

○議長(片岡健吉君) 段々御質問ガアレバ、採決スルトキハ、一々採決センケレバナラヌカラ、其問題ニ入ッタトキニ、質問ヲ許スコトニ致シマセウ

○工藤行幹君(百二十五番) ツレデハ、本員ハ困リマスカ……

〔質問ナシ「決」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第五ニ就イテ、御質問アリマセヌカ

○工藤行幹君(百二十五番) 第七ニ就イテゴザリマス——政府委員ニ御尋致シマスルガ、事業公債及鐵道會計法案……

○議長(片岡健吉君) 今ハ第五デアリマス

○工藤行幹君(百二十五番) ドウモ困リマス、ドウカ議長、私等ノヤウナ者ハ困リマスカ、第五ナラ第五ト、一ツミニヤツテ戴キタイ

○議長(片岡健吉君) 一ツミニ就イテヤツテ居リマス——第五ニ就イテ御質問ガナケレバ、採決致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ二讀會ヲ開クコトヲ

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フ恆松隆慶君カラ動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ「ト呼フ者多シ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クトニ決シマス

葉煙草專賣資金會計法廢止ニ關スル法律案(政府提出) 第二讀會

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會省略デ直チニ確定セラレンコトヲ希望シマス、三讀會ヲ略シテ

〔贊成々々「ト呼フ者多シ」〕

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ讀會ヲ省略シテ直チニ確定致シタイト云フ說ガアリマスカ

〔異議ナシ「ト呼フ者多シ」〕

葉煙草專賣資金會計法廢止ニ關スル法律案 確定議

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定致シタモノト認メマス、議事日程第六ニ移リマス

第六 事業公債及鐵道公債特別會計法案(政府提出)

第一讀會ノ續

○工藤行幹君(百二十五番) 此第六ノ第二條ニ就イテチョット政府委員ニ御尋致シマス、償金特別會計資金ノ一時繰替金ヲ返償スル場合ニハ直チニ云々ト云フコトガゴザイマスルノハ、是ハ償金ノ中カラ公債ニ應ジタモノハ今度ハ一般ノ公債ヲ募レバ、ツレヲ現金デ償金ヘ戻スト云フノデゴザイマスルカ、或ハ抽籤ニナツテ其公債ガ這入ッテ來タトキニ入レルト云フ譯デゴザイマセウガ、其區別ヲ承リタイ

〔政府委員大藏省主計局長阪谷芳郎君演壇ニ登ル〕

○政府委員(阪谷芳郎君) 是ハ何デゴザイマス、償金ヲ以テ此公債ノ費途ヘ繰替ヘテ支辨シマシタ場合ニハ、此度公債ヲ募集シマシタモノハ、償金ニ戻入レマスノニ一般會計ヲ通ジテ、戻サズ直グ特別會計カラ特別會計ヘ戻入レルト云フ規定デゴザイマス、今御問ノヤウナ譯トハ少シ違フ

○工藤行幹君(百二十五番) 特別會計カラ特別會計ヘ戻ス

○政府委員(阪谷芳郎君) 左様デゴザイマス

○工藤行幹君(百二十五番) 能ク分リマシタ

○議長(片岡健吉君) 格別質問ガナケレバ、採決致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ二讀會ヲ開クコトヲ

○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クニ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ「ト呼フ者多シ」〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開キマス、全部ヲ議題ニ供シマス

事業公債及鐵道公債特別會計法案(政府提出) 第二讀會

○恆松隆慶君(九十七番) 全部異議ガナイヤウデゴザイマス、矢張三讀會ヲ此場合デ略シテ二讀會デ確定議ニナランコトヲ

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ讀會省略ノ動議ガ出マシタガ、御異議アリマスマイカ

〔異議ナシ「ト呼フ者多シ」〕

事業公債及鐵道公債特別會計法案 確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ就イテ御異議ガナケレバ、確定ト認メマス、次ハ議事日程第七

第七 償金ヲ公債費途ヘ繰替運用ニ關スル法律案 第一讀會ノ續

○原田赴城君(四十七番) 先刻御尋致シマシタ三十二年度歳入歳出總豫算參考書ノ中ニゴザイマスルガ、三十二年度ノ八百十三万五千六百餘圓ト云フ

モノハ是ハ現金デ此儘在リマスノデアリマス、之ヲ又他ニ流用致シテアリマス、要スルニ三十二年ニ償金ノ現金ハ何程アルカ、斯ウ云フ御尋デゴザイマス

(政府委員大藏省理財局長松尾臣善君演壇ニ登ル)

○政府委員(松尾臣善君) 唯今ノ御尋ノコトハ少シ聽漏シマシタガ、詰リ償金ノ現金ノ在高ヲ御尋ニナルコトデゴザイマス

○原田越城君(四十七番) サウデゴザイマス

○政府委員(松尾臣善君) 償金デ是マデ收入致シマシタ總額ガ三億六千二百九十一万八千六百餘圓デゴザイマス、ソレカラ總テノ在高ヲ申上ゲマセウ、利殖ヲ致シマシテ收入ヲ致シマシタモノガ百五十六万三千七百餘圓デ、合計三億六千四百四十八万二千三百圓餘ニナリマス、ソレガ收入高デゴザイマス、其内デ既ニ臨時軍事費ニ仕拂ヒ一般會計ヘ歳出トシテ支出シマシタ高ハ、一億六千六百七十四万六千五百五十餘圓、差引キ殘ッテ居リマスル高ガ一億九千七百七十三万五千七百五十一圓、是ガ現金デ殘ッテ居リマスル高デゴザイマス、尤モ其内デ公債ヲ買入レマシタリ勸業債券ノ募集ニ應ジタリシタモノモゴザイマス

○原田越城君(四十七番) ソレヲ差引キマシタ現金ヲ伺ヒタイ

○政府委員(松尾臣善君) 公債證書ヲ買入レマシタ高ガ五千六百六十三万六千五百餘圓、ソレハ公債證書ト勸業債券ヲ買入レマシタ高デゴザイマス、其アトガ現金アル高デゴザイマス、ソレカラ三十一年度ノ公債支辨ノ經費ヘ繰替ヘテ支出スベキ——差向支出スベキモノガ、八百七十八万八千六百四十二圓デゴザイマス、差引キ一億三千二百三十一万六千圓、是ガ現金デゴザイマス、(マダ差引クベキモノガアルデセウ)ト呼フ者アリ)ソレダケガ現金デゴザイマス、尤モ此現金ハ英國デ大藏省證券ヤラ印度大藏省證券ガ一時買ウテゴザイマスケレドモ、是ハ何時デモ現金ニナルモノデゴザイマスカラ、現金ノ中ニ籠メテゴザイマス

○工藤行幹君(百二十五番) モウ少シ詳シク承リタイノデゴザイマス、此案ニ就イテデゴザイマスカラ、此一億三千二百幾ラト云フノハ、今政府委員ノ云ハル、公債ナリ何ナリニナッテ居ルモノガゴザイマセウ、是カラ使ッテ行カナケレバナラヌモノモゴザイマセウ、然ラバ公債ニ繰替ヘテ政府ガ使ハウトスル金ハ、ドレダケデアリマス、當分使ハナイデ繰替ヘ得ラル、金、或ハ私共聞ク所ニ依レバ銀貨ニナッテ居ッテ、其銀貨ガ賣レナイデ居ル銀貨ガアル、故ニ此公債ノ償金ヲ以テ應ジャウト云フ高ガ澤山デハナカラウト考ヘテ居リマス、ドレダケデアアルカ、其應ジ得ラル、高ヲ承リタイ

○政府委員(松尾臣善君) サウ致シマスルト此一億三千二百萬圓ノ金ヲドウ使フカト云フ御尋デアリマス

○工藤行幹君(百二十五番) サウデヤゴザイマセヌ、此一億三千二百幾ラト云フノハアナタノ言レル通印度ノ公債ニモ何ニモナッテ居ルデゴザイマセウ、

其外又差引此年度ニ使ハナケレバナラヌモノモゴザイマセウ、シテ見レバ公債ニ立替ヘテ運用スベキ金ハ何程アリマス

○政府委員(松尾臣善君) 分リマシタ、ソレハ總額ガ七千六十五万四千圓餘ヲ繰替ヘテ使フ積デアリマス

○工藤行幹君(百二十五番) 尙ホ少シ承リマスルガ、此既業ニ公債ノ方ニ此三十一年度デ使ッタト云フモノハ八百七十八万ト云フ、又此後ヤルベキモノガ七千六十九万四千圓ト云フモノデゴザイマスカラ、是ハ畢竟公債ヲ募ルニハ時勢餘程難ズル所カラ政府ハ之ヲ募ルデゴザイマセウ、是ヲ以テ應ジャウト云フノデゴザイマスルカ、サウスルト何時ゾヤ此處デ其質問ノトキニ承ッタ、此償金ト云フモノハ、軍事ノ準備金ニシタイト云フ政府ノ意志ガアルト云フコトヲ御答ガアリマシタ、是ヲサウ皆公債ニシテシマッタナラバ、何カ此金ヲ現金デ使ハナクチャナラヌト云フ場合ガ生ジタトキニハ如何ナル御積デアリマス、或ハ今公債ニ目下應ジテモ三箇月カ六箇月デ正金ニシテ戻スガアレバ、其御見込ヲ承リタイ

○政府委員(松尾臣善君) 唯今工藤サンノ御話ノ員數ニ就キマシテチヨット申上ゲマスガ、七千六百五十四万四千圓ノ中八百七十八万八千圓ハ差引キ支出ヲシナケレバナラヌモノデアルト申上ゲテゴザイマシテ總額ガ七千六百五十四万四千圓デゴザイマス、其員數ヲチヨット——ソレカラ此償金ノ現金ヲ公債ニ繰替ヘテ現金ガナクナル其結果現金ニ繰戻スハドウスルカト云フ御尋デ、是ハ時機ヲ見計ヒマシテ公債ヲ募集致シマシテ償金部ノ方ヘ繰戻シマスル積デゴザイマス

○工藤行幹君(百二十五番) ソコヲ一ツ承リタイ、時機ヲ見計ッテ是ニ繰戻スト云フコトデアアルナラバ、此世ノ中ノ經濟ノ影響ト云フモノハ、何時ドウナッテ來ルカモ本員等ニ分ラナイガ、政府デハ凡ソ一箇年モアッタナラバ、凡ソ償金ニ戻シテモ宜イノカ、或ハ時機ノ來ラナイ中ニハ、五年デモ十年デモ公債ニシテ使用スルノデアアルカ

○政府委員(松尾臣善君) 確ニ金融市場デアアルカラ申上ゲ兼ネマスケレドモ、先ヅ一年内ニハ繰戻ヲ致シマスル積デアリマス

○工藤行幹君(百二十五番) モウ少シ承リタイ、サウスルト一年以内ニ是ハ繰戻スベキ豫想デアアルガ、若シ違ヘバ其餘計ナル是ヲ正金デナケレバナラヌト云フコトハ、今到底公債ヲ募ルコトハ出來ナイカラ已ムヲ得ズ窮策ニ依ッテ是ヲ募ルノデゴザイマス、一應承リタイ、或ハ公債ヲ募レ、バ募ルガ宜イケレドモ、先ヅ償金デヤッテ置カウト云フ御考デアアルカ、他ニ公債ハ募リ得ラレナイ故ニ、已ムヲ得ズ此公債デアルト云フ御考デアアルカ

○政府委員(松尾臣善君) 唯今ハ公債ヲ募ルコトハ出來マセヌノデ、故ニ公債ヲ募リマスルニ就キマシテハ、尙ホ其準備ヲ致シマシテ公債ヲ募リマシテ此方ヘ繰戻ス積デゴザイマス

○工藤行幹君(百二十五番) モウ一ツ、サウスルト此前政府委員ノ御答辯ノ
アツタ是ヲ臨時軍事費トシテ一般ニ爰ニ設ケテ置カウト云フノハ、現金ヲ設
ケテ置カズシテ公債ニシテ設ケテ置カウト云フ御趣意デゴザリマス、私ノ
疑フ所ハ若シ公債デヤツテ居ルノデアツテハ、如何ニモ不安心デヤト思フノ
デゴザリマス、故ニ公債デ軍事費トシテ貯ヘテ置ク積アルカ、或ハ現金デ
蓄ヘテ置ク積アルカ、若シ現金デ貯ヘテ置ク積ナラバ、先ヅ公債ニシテ置
クノハ、臨時軍事費トシテアツテモ其實ハ行レナイコトガ、非常ノコトガ出
來タトキニハ行レナイカト云フ心配ガアルカラ、一應伺ツテ置キマス

○政府委員(松尾臣善君) 唯今ノ準備金ノ方ノコトハ、マダ法案モ提出致シ
マセヌカラ確カト此處デ申上ゲ兼ネマスケレドモ、是ハ今工藤君ノ御説ノ
通ニ現金デ備ヘナケレバナリマス、併ナガラ是ヲ或ハ
一時ニ致シマスルカ、若クハ幾年カ此現金ノ手ニ這入リマスルヲ待ツテ漸次
積ミマスルカト云フコトハ、マダ別問題ニナツテ居リマス、今茲デ確答
ハ申兼ネマス

○工藤行幹君(百二十五番) モウ一ツ承リマスガ、先達テ本員ノ質問ニ對シ
テハ、此七千万圓程アルノヲ先達テ既ニ皇室ヘ一千万圓ト云フモノヲ獻納
シ、アトノ五千万圓ハ其臨時軍事費ニ備ヘルト云フノハ、前内閣ノトキニモ
内定ガアツタシ、當内閣ニ於テモ其決心デアツタト云フコトヲ承リマシタ、
今ノ御答デアアル臨時軍事費ノコトハマダ未定ダト云フコトヲ御答デアリマス
ガ、何レガ確實デアリマス、明ニ御答ヲ願ヒマス

○政府委員(松尾臣善君) 政府デハ非常準備金トシテ積ミマスル積デ居リマ
スケレドモ、マダ法案ヲ提出スル運ニモ至リマセズ、從ツテマダ此議場ニモ出
マセヌ譯デゴザイマスカラ、確ト私共カラ申上ゲル譯ニハ參リマセヌガ、意
向ハ今申上ゲタ通デゴザイマス

○奈須川光實君(二百五十五番) チョット御尋ヲ致シマスガ、先刻ノ七千餘
萬圓ト云フ金額ハ、債金ノ支出ヲ指定セラレザルモノヲ云フノデアリマス
カ、即チ支出ノ指定ニナツテ居ルモノヲ除イタ額、即チ殘額ガ七千餘萬圓ア
ルノデゴザイマス

○政府委員(松尾臣善君) 左様デハゴザイマセヌ、七千餘萬圓ハ公債ヲ募ッ
テ支辨ヲ致シマスル經費ガゴザイマス、所ガ公債ガ募リ得ラヌカラ債金ノ
中ニゴザイマス現金ヲ一時繰替ヘテ、公債支辨ノ經費ノ方ヘ仕拂フ高デゴザ
イマス

○奈須川光實君(二百五十五番) サウ致シマスルト、支出ノ指定セラレザル
所ノ即チ現殘額ト云フモノハ、幾ラニナツテ居リマス、先日ノ御答ト唯今ノ殘
額トハ違フヤウデアリマスカラ……

○政府委員(松尾臣善君) 唯今申上ゲマシタノハ殘額デハゴザイマセヌ、殘
額ハ一億三千二百三十一萬六百餘圓ゴザイマス、其中デ七千六十五萬四千圓
餘ハ、公債ヲ募ッテ支辨致シマスル其經費ノ方ヘ繰替ヘテ支出ヲ致スト云フ

コトヲ申上ゲタノデアリマス

○恆松隆慶君(九十七番) 段々質問モゴザイマシタガ、是ハ直チニ二讀會ヲ
開キマシテ、若シ修正デモアリマシタラ、出來ルノデゴザイマスカラ、二讀
會ヲ直チニ開カレンコトヲ望ミマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、直チニ二讀會ヲ開クト云フ動議ガ出
マシタガ、御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クトニ致シ
マス——格別御異議ハアリマスマイカ

○恆松隆慶君(九十七番) 餘リ質問ガアリマシタデ、何カ二讀會ニ意見ガア
ラウカト思ヒマスカラ、此場合ハ進行上、讀會省略デ決議セラレンコトヲ望
ミマス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君カラ、讀會省略ノ動議ガアリマシタガ、御
異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

賃金ヲ公債費途へ繰替運用ニ關スル法律案

○議長(片岡健吉君) 本案ニ就イテ、格別御異議ガアリマセネバ、確定スル
コトニ致シマス

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(片岡健吉君) 確定致シマシタ、議事日程第八ニ移リマス

第八 賃金特別會計法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續

○工藤行幹君(百二十五番) 此第八ニ就イテモ、政府委員ニ質問ヲ致シマス、
此賃金ヲ國庫ナリ他ノ會計部ヘ一時繰替運用スルト云フコトデゴザリマス
ガ、此賃金ヲ運用シテ返スト云フ、今ノ戻ス期限ガ確定シテ居ルノデゴザイ
マス、乃至ハ政府ノ都合次第ニ運用シタトキニハ、戻スト云フ譯デゴザリ
マス、カト云フコトヲ一ツ承リタイ、ソレカラモウ一ツ承リタイノハ、政府デ

敢テ是ヲ繰替ヘル必要ガナカラウト思フノデゴザイマス、何故ナラバ歳入ト
歳出トアツテ、歳入ニ應ジテ歳出ヲヤツテ往クノデゴザリマス、又若シ萬
一歳出ノ方ガ急イデ、已ムヲ得ナイ場合ニハ、大藏證券ト云フモノガアルノ
デゴザイマス、然レバ殊更此賃金カラ繰替ヘ使ハナクトモ、政府ノ財政上困
ルコトハアルマイト、本員等ハ信ジテ居リマス、何故是カラ繰替ヘナクチャ
ナラヌト云フ理由ハ、イヅレニアルカト云フコトヲ、明ニ一應承リタイ

○政府委員(阪谷芳郎君) 唯今ノ御質問ニ對シマシタハ、先刻政府委員カラ

御答辯ガゴザリマシタコトデ、大抵盡シテ居リマセウト思ヒマスガ、即チ此公債募集ト云フコトガ出来マセヌカラシテ、其代リニ此債金ノ方カラ——債金部カラシテ一般會計ヘ一時繰替ヘマス、從ヒマシテ償還ガ直チニ公債ノ募集ガ出来マスレバ、直チニ債金部ヘ戻スコトモ出来マスガ、若シ又年度ガ跨ルヤウナコトガアリマスルト、或ハ一年、一年以上モ懸ルコトモアルカモ分リマセヌ、併ナガラ繰替運用ト云フコトハ、成ルベク戻シマスルコトガ出来マスレバ、成ルベク速ニ戻スコトヲ務メマスル次第デゴザイマス、ソレカラ又此三十二年度ノ豫算ノ上ニ於キマシテ三百七十萬ト云フモノガ、矢張繰替ニナツテ居リマス、此方ハ今ノ公債ヲ募集シテ返ス譯ニナリマセヌカラ、何レ歳入ノ殘餘カラ返サナケレバナラヌ次第デゴザイマス、是ハ増稅案ガ三十二年度ニ於テ全部施行スルコトガ出来マセヌカラ、一時債金部カラ繰替ヘルコトニナル

○工藤行幹君(百二十五番) 三十二年度デスカ

○政府委員(阪谷芳郎君) 左様デス、先達テ成立ッタ豫算ノ上ニ明瞭致シテ居リマス、其方ハ三十二年度以降ノ歳入ノ殘餘カラ漸次償却致シマス、是モ出来得ル限速ニ償却致シマス見込デゴザイマス

○工藤行幹君(百二十五番) モウ一應承ハリマス、今ノ御話デハ少シ惑ヒマス、公債ニ應ズルタメニ、一般會計ニ移スト云フ御趣意デスカ、サウスレバ公債ニ限ツテ、一般會計ニ應ジテ公債及公債外ノ費用ニモ、一時流用スルカト云フコトヲ明ニシタイ

○政府委員(阪谷芳郎君) 今御答ヲ致シタノデ御分リニナル筈デスカ、公債ノ募集ガ出来マセヌガ故ニ、債金部カラ繰替ヘマス、其替ヘタモノヘ又公債部ノ方カラ戻シマス、又歳入ノ不足ノ方デ繰替ヘタモノハ、歳入ノ殘餘ヲ以テ戻サナケレバナリマセヌカラ、今ノ工藤サシノ御話ノ大藏證券ハ、年度内ニハ一時ノ場合ハ差支ゴザリマセヌガ、年度ノ末ニナツテ決算ヲ結ビマスルトキハ、大藏省證券デハイケマセヌ、是ハ決算上ドウシテモ、斯ウ云フ整理ニナラナケレバナリマセヌ

○恆松隆慶君(九十七番) 本案モ直チニ二讀會ヲ開キ、併テ讀會省略ヲ望ミマス

○工藤行幹君(百二十五番) 私ハ本案ノ二讀會ヲ開クベガラズト云フ意見ヲ持ツテ居リマスカラ、登壇シテ一應申述ベタイ

○議長(片岡健吉君) 工藤行幹君

(工藤行幹君演壇ニ登ル)

○工藤行幹君(百二十五番) 私ハ本案ノ二讀會ヲ開クベカラズ、即チ之ヲ否決シタイト云フ、動議ヲ提出致ス者デゴザイマス、此債金ノ使方ト云フモノハ、随分ハ重大ナコトデ、餘程大事ナモノデアアル、故ニ此事ニ就イテハ吾々ハ豫算委員デモナケレバ何デモナイガ、此繰替ト云フコトニ就イテハ、以後委員諸君ニ於テ十分ニ御調ガアツタト思ツテ質問ヲシテ見マシタ所ガ、委員ノ方

デハ餘リサウ込入ッタ御取調ガナカッタト云フコトデゴザイマスカラ、已ムヲ得マセヌデスカ、併シ諸君此債金ト云フモノハサウ濫ニ——濫ニト云フテハ少シク言葉ガ過ギルカ知ラヌガ、餘リ便利ニ過ギハシマイカト思フ、既ニ公債ニ應ズルト云フコトスラ以テ吾々ハ餘リ安心シナイノデアアル、何故ナレバ公債ヲ以テ國家ノ事業ヲ爲スト云フコトハ、其公債ヲ募リ得ラレル世ノ中ノ景況デ日本全國ノ經濟上ハ公債ヲ直グ募リ得ラレルニ就イテ事業ヲ起スタメニ公債ヲ募ルノデ、或ハ此外國債ヲ募ツテモ宜カラウ、外國カラ借りテ安イ利ヲ以テ募ツテ遣ルト云フナラ、ソレヲ募ルモ宜カラウ、吾々ハ内外ハ區別ハナイ、日本政府ノ信用ガ固ク、内外ノ經濟ガ豐デアレバ、決シテ公債ヲ募ラレヌト云フコトハナイ、是ハドウシテモ募ラレヌト云フナラバ、已ムヲ得ズ此事業ヲ一時見合セナクチャナラヌ位ノコトデアルト思ヒマス、故ニ公債ニモ使ヒタクナイト思ヒマスグレドモ、如何セン公債ノ方ニナリマスト云フト、實ニ目下困ツテ居ルコトハ既ニ業ニ議會ノ協賛ヲ經、政府デ發令シタ所ノ或ハ鹿兒島線、或ハ奥羽線トカ、其他ノ鐵道ノ如キ皆人民ト豫約シテ置キナガラ一向進マナイ、甚シキハ東北鐵道ノ如キハ其年度内ニ使フ金ガ極ツテ居ルノニ、政府ガ公債ヲ募ルコトガ出来ナイデ、官吏内ニテ命令シテ其支出ノ命令ヲ止メラレタラ延回シテ居ルト云フヤウナコト困ツテ居ルノデゴザイマス、幸茲ニ債金ガアルノデゴザイマスカラ、サウスレバコトノ大體ノ元ハイザ知ラズ、目下ノ所ハ已ムヲ得ナイノデゴザイマスカラ、此公債ノ債金ヲ以テ應ズルト云フコトハ萬已ムヲ得ナイ次第デゴザイマスカラ、吾々モ殘念ト思ヒマスガ、是ヲ前年賛成ヲシタノデアアル、然ルニ茲ニマダ別ニ國庫内他ノ會計部ニハ一時流用スルコトヲ得公債ニ應ズルコトマデモ用意シナイデ、之ニ應ズルナラバ、此他ニマダ流用スルナゼソレガ必要ガアルカト政府委員ニ問ウテ見レバ、他ノコトニ公債ヲ募ツテ是カラ遣ル分ニ應ズルナラバ宜イケレドモ、其外ニモ尙ホ公債ヲ募リマシテ其事業ニ使フ金ニ困ルカラ此債金ヲ以テ支出シテ行カウト云フノデアアル、又一方ニハ此公債ニ拘ラズ一般ノ會計ニ此金ヲ流用スルト云フコトヲハ、何事デゴザイマスガ、成ル程當局者ニナツテ見タナラバ誠ニ便利ナコトデゴザイマセウ、吾々ヲ當局者ニシテモ亦然リ、流用スル金ガ澤山アル位ナレバ、是レ程當局者ハ樂ナコトハナイノデゴザイマス、然ルニ凡ソ立憲國ノ今日ニ於テ豫算ト云フモノヲ立デ、取ルベキモノト出スベキモノト、ソレノ其範圍内ニ依ツテヤルト云フノデ、會計ノ整理ハ此處カラ生レテ來ルノデアアル、何ンダカンダヲ以テ是ヲ流用スルト云フヤウナコトデアアルナラバ、或ハ其間ニ攪亂ヲ來シ、他日拾收スベカラザル程ニ陥リハシナイカト思フノデアリマス、然シテ政府委員ノ云ハレルニハ、或ハ大藏證券ナラバ其内ニ還サナケレバナラヌカラ、長ク流用スルコトガ出来ナイ、故ニ此債金ヲ流用スル、抑々怪シカラヌ論理デゴザイマス、會計ハ一年ヲ以テ限リトスル、年度々々ニ極リテ附ケテ決算ヲシナケレバナラヌコトハ、當リ前ノコトデアアル、故ニ此稅ヲ取ル期限ト支出ノ方トド

ウシテモイカヌトキニハ大藏證券ト云フモノヲ以テ之ヲ一時繰替ヘルコトガ
イル、ソレガ法律ニナツテ即チ一方ノ方ハ豫算デチャント大藏省證券ヲ募
ルト云フコトガ極メテアル、然ルニソレニモマダ飽足ラナイデ殊更ニ又此債
金ノ中カラ使ツテ其年ノ中デ還サナイデモ宜シ、是カラ使ツタモノハ殆ド催
促ノナイ借金ヲシタヤウナモノデ、其年ニモ都合ガ惡ルケレバ何時マデモ打
チャツテ置クト云フヤウナコトハ、當局者ニハ樂デゴザイマセウケレドモ、
吾々此會計ノ監督ノ任ニ當ツテ斯ノ如キ自由我儘ノコトヲ政府ニセシムルト
云フコトハ、到底是ハ許スベカラズト私ハ思フノデゴザイマス、前ニモ述ベ
ル通ドウシテモ金錢上ノコト、云フモノハ、チャント取締ガ附イテ此金ハ是
ニ入ルベキモノ、此金ハ何ニニイルベキモノ、何年度ノ金ハ斯ウデアルト
極ツテ居ルノニ、今ノ當局者ガ餓ヘタル虎ノ肉ヲ見ル如ク何ンダカダト金サ
ヘ見レバ流用シテ使ヒタガル、此公債ノ募ルコトノ出來ヌトキハ此道ニモ流
用シ彼道ニモ流用スル、今度ハ立派ニ收入ノ極ツテ居ル豫算ヲ政府ガ出シ、吾
吾モ贊成ヲ表シテ居ルノニ、ソレヲ取ルベキモノニ取ツテ使ツテ往ケバ宜イ、
然ルニ尙ホ飽足ラナイデ債金ヲ使フト云フノハ、何事デゴザイマス、若シ強テ
之ヲ云ヘバ債金ガナカッタナラバドウシマス、政府ハ大藏證券ヲ發シテ歲
入ノ不足ハ其年度内ニ還シテ往クニ違ヒナイ、幸ニ此金ガアルカラ、此金ヲ
使フト云フ傾キニナツテ居ルノハ、如何ニモ政府當局者ハ其任ヲ盡スニ忠實
ナラザルモノト云ハナケレバナラヌ、殊ニ此債金ト云フモノハ諸君モ御承知
ノ如ク實ニ我國人民ノ血ヲ流シ、又一方ニ一般ノ人民ガ多クノ公債ニ應ジテ
全ク是モ豐デ出シタノデハナイ、義侠心カラ日清ノ戰爭ノタメニ得タ所ノモ
ノデアル、故ニ吾々ハ毎々論ズル通此金ハ第一ニ人民ニ借リタ金ヲ始末シナ
ケレバナラヌト云フコトハ、當リ前ノコトデ、然ルニ是モ出來ナイト云フノ
デ、戰後ノ經營ニ向ケルト云フコトはモ議會ノ贊成ニナツタカラハ、今更吾
吾ハ申スマデモナイ、又他ノ一方ニハ人民ノ義舉カラ出來タモノデアアルカラ、
小學ノ基本金ニデモ其幾分ヲ容レテ日本全國ノ名譽ヲ長ク後世ニ遺シタイト
云フ趣意ヲ貴衆兩院カラ建議ヲシテアルケレドモ、二三年經テモ政府ハ一向
此事ニ就イテ善惡ノ答辯ガナイ、又先達テ本員ガ當議會ニ於テ政府ハドウ云
フ御處置ニナツテ居ルカト云フコトヲ御尋シマシタガ、爾來何シトモ御答ハナ
イ、而シテ先達テ聞ク所ニ依レバ是非ハ非常ノ豫備金トシテ、茲ヘ備ヘテ置ク
ト云フコトデアッタ、其非常ト云フハ蓋シ明ニ伺ヒマセウケレドモ、若シ國家
事アル際ニ此金ヲ一時ニ出ルコトハ出來ナイカラ、之ヲ現金ニシテ積立テ、
置カウト云フノデアラウト想像シテ居ルノデゴザイマス、吾々モ嘗テ聞クニ
或ル國アタリデモ非常準備トシテ流用スレバ利息ノ附ク金ヲ現金デ貯メテ
置イテ、國家非常ノトキニ應ズルコトモ承ツテ居ルノデアリマス、然ルニ此金
ヲ茲ニ置イテ、特別會計ニシテソレノ運轉シテ、或ハ運轉ノ間ニ相當ノ利殖
ヲ計ラナケレバナラヌモノニ對シテ、唯或ハ一般尋常ノ豫算ニアル歲出入ヲ
償ハンガタメニ流用スルコトハ、如何ニモ此金ヲ維持スル上ニ就イテ、甚ダ

不親切極ツタモノデアラウト思フ、免ニ角ニ此金ヲ處分スルニ、政府ハ非常
準備金ニスルナラバ、尙更成ルベク是ヲ現金デ存シテ置クガ當リ前デアアル、
若シ之ヲ有價證券ニスルニシテモ、此有價證券ハ何時ニテモ現金ニ引換ヘル
コトノ出來ルモノニシテ置カナケレバナラヌ、決シテ斯ノ如キモノヲ尋常一
般ノ普通歲入ノ中ニ組ムベキモノデナイ、若シ是等ノモノヲ的ニシテ普通ノ
歲出入ノ間ニ流用スルト云フナラバ、世ニ所謂借金政略ヨリ尙ホヒドイ、斯
ウ云フ財政ノ本ガ亂レテ來テハ、實ニ他日紛亂ノ基ナルノミナラズ、總テ此
會計ト云フモノハ、成ルベク法律ヲ嚴重ニシテヤラナケレバ、會計ト云フモ
ノハ取締ガ附カナイ、免角僅カノ家一軒デモ、此金ハ斯ウ云フモノデ、斯ウ
シテ使ハナケレバナラヌト云フコトヲ極メテ置カナケレバ、一ツノ家ノ經濟
ハ立ツモノデナイ、國モ其通デ、何デモカンデモ金サヘ見レバ、使ツテ行カ
ウ流用シヤウト云フコトデハ、誠ニ不取締ノ譯デ、今ノ當局者ハサウ云フコ
トハゴザイマスマイガ、若シ是ガ期限モナク何時マデモ借りルコトガ出來ル
ナラバ、或ハ返サナケレバナラヌ者ガ息ルカモ知レヌ、金錢ト云フモノハ意ッ
テ置ケバ、後トニナツテ取返ノ附カヌモノデ、ソレハ一軒デモ一國デモ、往
往例ノアルコトデアリマス、ソレヲ斯ノ如キモノヲ流用スルト云フコトハ、
如何ニモ政府ガ自己ノ便利ヲ計ルノミニシテ、國家ノ經濟ヲ維持スルトハ云
ヘヌ、ソレデ私ハ此所謂重要ナル特別會計ノ債金ノ一部ヲ維持スル所以ノ道
ニ反スルト確信シテ居リマスルカラ、ドウシテモ此案ハ廢棄シナケレバナラ
ヌ、而シテ廢棄シタ結果、ドウ云フ差支ガ起ルカト云フニ、決シテ差支ハ出
來ナイ、公債ニ應ズルコトハ、既ニ前ノ案デ議決シテアルカラ、一般ノ會計
ニ是ヲ使フト云フ止メタトテ、政府ニ於テハ決シテ差支ハナイ、偶利ヲ云ウ
タナラバ幾分カ便利デアラウガ、差支ヘルカト云ヘバ、斷シテ差支ナイト云
フコトヲ、私ハ云フニ憚ラヌ、若シ之ガ差支ヘルナラバ、債金ノ一部ガナカ
タナラバ、當局者ハ大藏省ヲ引渡スカト云フニ、サウデハナイ、或ハ大藏證
券ヲ以テ、ドノヤウニモ都合ヲ附ケル、或ハ後トデ稅ノ取レルノヲ俟ツテ使
フトカ、ドウトカ繰合ヲ附ケルニ違ヒナイ、當局者ガ便利ノタメニスルノデ
アレバ、何ニモ否決ニナツテ差支ナイ、諸君希ハクハ前申シタ通、國民ニ重大
ノ關係ヲ持ツテ居ル金デアアルカラ、能ク保存シテ國家必要萬已ムヲ得ナイ、極
有益ノコトニ支出シナケレバナラヌ金デゴザイマスカラ、斯ノ如キ金ヲ無暗
ニ梃白息子ニ金ヲ預ケタヤウニ、或ハ不經濟極マル女房ニ金ヲ預ケタヤウハ
ニナツテ、他日繰返シノ附カヌコトニナルト云フ不取締ノナイヤウニ、此案
否決ニナルコトヲ希望致シマス

○星亨君(二百二十四番) チョットソコニ御止リヲ願ヒマス、此案ハ聞ク所
ニ依ルト、前ノ内閣ニ於テ拵ヘタ案サウデアリマスガ、工藤君ハ前ノ内閣
ノ人ト御仲間デゴザイマスガ、果シテサウデアアルヤ否ヤ御答ヲ願ヒマス
○工藤行幹君(二百二十五番) 誠ニ面白イ質問デアリマスガ、星君ノ如キハ内
閣ト結約スルト、善惡ニ拘ラズ所謂盲從スルコトデアラウガ、吾々ハ前内閣

デアラウガ現内閣デアラウガ、日本ノタメニナラヌ不道理ノコトハ反對ヲスル、私ハ道理上デ判斷スルノデアアル……

○星亨君(二百三十四番) 私ノ質問ノ要領ハ、サウ云フコトガアルカナイカト云フコトデアリマス

○工藤行幹君(二百二十五番) 一向ツレハ知りマセヌ

(政府委員大藏省主計局長阪谷芳郎君演壇ニ登ル)

○星亨君(二百三十四番) 今ノ質問ヲ政府委員ニ繰返シテ質問致シマスカラ、ツレニ御答アラントヲ希望致シマス

○政府委員(阪谷芳郎君) 唯今工藤君ノ御演説デゴザイマスガ、少シク原案ニ就イテ誤解ガアリマサウデアリマスカラ、モウ一應辯明シテ置キマス是ハ今ノ第七ノ日程ニ關聯シタノデ、第七ノ日程ハ公債ノ募集ノ出来ヌ場合ニハ、償金カラ繰替ヘテ公債金デ返スト云フコトヲ極メタノデ、即チ公債ノ方ニ繰替ヘル途ヲ開ケマシタ、ソコデ唯今第八ノ償金特別會計ノ方が成立チマセスト、償金ノ特別會計カラ公債ノ事業ニ金ヲ出スベキ途ガ開キマセヌ、即チ償金ト云フモノハ繰替運用ト云フコトハ、今ノ法律デハ斷切ツテ禁ゼラレテアルカラ、此改正ニ依リマシテ特別會計カラ繰入ル、コトガ出来ル、即チ工藤君ノ御心配ノ點ハ豫算上ノコトデゴザイマシテ、繰替ヲ致スニ附キマシテハ豫算ヲ提出致シマスカラ、若シ豫算ニ御賛成ガナケレバ繰替ヘルコトハ出来マセヌ、ツレカラ先刻申上ゲタ、三十二年度ノ歲計デ三百七十萬圓ノ不足ノ立ツコトモ、會計法ノ改正ガ成立ツテ増稅案ノ追加豫算ト共ニ其豫算ガ出マスカラ、若シ繰替ヘテ惡ルイト云フ工藤君ノ御意見ナラバ、繰替ヘルコトヲ御否決ニナツテ、増稅デモ別ニスレバ宜イ譯ニナリマス、即チ茲ニアリマス特別會計ノ改正ト云フモノハ、委員長カラ報告ノアツタ通、會計法ノ組織ヲ極メルノデアアル、ツレガ極ツタ上デ作用ノコトハ豫算ヲ以テ極メルノデアアル、今御心配ノコトハ政府委員モ心配ヲ致シマスノデ、決シテ是ハ續々御述ニナリマシタ如キ、濫用スル杯ト云フコトハナイノデアアル、如何トナレバ豫算ト云フ一ツノ關門ガアリマス、其事ハ一ツ誤解ガアツタヤウデアリマスカラ、辯シテ置キマスガ、且ツ又第七ニ御賛成ガアツタナラバ、第八ニ御賛成ニナラヌト、一向兩立致シマセヌコトニナリマス、ツレカラ此法律案ハ、前内閣ノ時代ニ草案ハ成立ツタモノデアリマス

○工藤行幹君(二百二十五番) 唯今政府委員ハ誤解ガアルト云フコトヲ述ベラレタガ、ツレニ就イテ一言述ベテ置カナケレバナラヌガ、政府委員ノ先刻ノ御答辯ニ、此一般會計ニナルノハ、必ズ公債ニ應ズルバカリデナク、現ニ一般ノ三百何十萬圓ト云フ外ノモノニモ繰替ヘルト、斯ウ云フノデアアル、若シ是ガ今ノ鐵道デアルト云フデケデアアツテ鐵道ノ方バカリデアルト云フナラバ、本員ハ前ノ議案ニ賛成シタ以上ハ無論ニ賛成セザルヲ得ナイノデゴザイマス、然ルニ此案ハサウデヤナクシテ、公債ニ應ズル場合ニモ一般會計ニ繰替ヘルシ、又他ノ一般ノ歳入ノ方ニ差支ガ出来タトキニハ、其仕拂ニモ繰替ヘルト云フノハ、餘リ局部ガ廣ウゴザイマスカラ、私ガ是ヲ廢棄スルト云フノデアアル、併シ尙ホ此豫算ニナイコトニ繰替ヘルコトノ出来ナイト云フコトハ、三歳ノ童子デモ分ツテ居ルコトデゴザイマスガ、此法律案ト云フモノハ、此度限ナラバ此度限デ、斯ノ如キ特別ナル事情ガアルカラ是ダケ之ニ繰替ヘルト云フノデアアルナレバ、或ハ私共モ尤ニ思フカモ知レマセヌガ、是ハ一般ノ法律トナツテ何時デモ無斷ニサツサト繰替ヘルト云フヤウナ案デアリマスカラ、私ノ之ニ反對スル所以デゴザイマシテ、決シテ誤解デナイノデゴザイマスカラ、私ハ一言致シテ置キマス

○西村淳藏君(六十二番) サウ譯々言ハズトモ誤解ノ點モ分リマシタカラ、直チニ採決ヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ採決致シマス、此案ニ就イテ第二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ第二讀會ヲ開カレタウゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 恆松君ノ第二讀會ヲ……

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會ヲ省略シテ直チニ第二讀會ヲ開クト云フコトハ分ツタコトデスカラ……

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ第二讀會ヲ開クトニ致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ツレデハ直チニ第二讀會ヲ開クトニ致シマス

〔「採決」ト呼フ者アリ〕

賃金特別會計法中改正法律案 第二讀會

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ本案ハ可決シタルモノト認メマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○恆松隆慶君(九十七番) 直チニ確定讀ニ付セラレンコトヲ希望致シマス

〔「贊成」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、直チニ確定讀ト認メマシテ宜ウゴザイマス

賃金特別會計法中改正法律案 確定讀

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ツレデハ直チニ確定讀ト認メマス、議事日程ノ第九ニ移リマス

○恆松隆慶君(九十七番) モウ質問ガナイカモ知レマセヌ、アリマシタトキハ二讀會ニシテ直チニ二讀會ヲ……

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガアリマセネバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ讀會省略ニ御異議ハアリマスマイカ、御異議ガアリマセネバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

明治二十三年法律第十四號廢止ニ關スル法律案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ツレデハ御異議ガナケレバ確定シタルモノト認メマス、議事日程ノ第十二移リマス

第十 造幣局据置運轉資本増加ニ關スル法律案

第一讀會ノ續

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ直チニ二讀會ヲ開クト云フ動議ニ御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 讀會省略ニ御異議ガアリマセネバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

造幣局据置運轉資本増加ニ關スル法律案

確定議

○議長(片岡健吉君) 本案ニ就イテ御異議ガナケレバ、確定議ト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ツレデハ確定シタルモノト認メマス、議事日程ノ第十二移リマス

第十一 北海道官設鐵道用品資金會計法案(政府提出)

第一讀會ノ續

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス、併テ讀會省略ニナランコトヲ前以テ希望シテ置キマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ直チニ二讀會ヲ開クコトニ就イテ御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス、讀會ヲ省略シテ御異議

ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、讀會ヲ省略スルコトニ致シマス、本案ニ就イテ御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス

北海道官設鐵道用品資金會計法案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ツレデハ確定シタルモノト認メマス、議事日程ノ第十二移リマス

第十二(製鐵所)作業會計法中改正法律案

第一讀會ノ續

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ直チニ二讀會ヲ開クト云フ動議ニ御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會ヲ省略シテ確定ヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ讀會ヲ省略シテ直チニ確定議ヲ開クコトニ御異議ハアリマスマイカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 本案ニ就イテ御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定シタルモノト認メマス、是ヨリ議事日程ノ第十二移リマス

第十三(專賣局)作業會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ直チニ二讀會ヲ開クコトニ御異議ガナケレバ、直チニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○恆松隆慶君(九十七番) 讀會ヲ省略シテ確定セラレンコトヲ望ミマス

〔專賣局)作業會計法中改正法律案

○議長(片岡健吉君) 恆松隆慶君ノ讀會ヲ省略シテ直チニ確定議ニスルト云フコトニ御異議ガナケレバ、確定シタルモノト認メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第十四國籍法案第一讀會、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第十四 國籍法案(政府提出貴族院送付) 第一讀會

- 第一條 子ハ出生ノ時其父カ日本人ナルトキハ之ヲ日本人トス其出生前ニ死亡シタル父カ死亡ノ時日本人ナリシトキ亦同シ
- 第二條 父カ子ノ出生前ニ離婚又ハ離縁ニ因リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタルトキハ前條ノ規定ハ腹胎ノ始ニ遡リテ之ヲ適用ス
- 第三條 前項ノ規定ハ父母カ共ニ其家ヲ去リタル場合ニハ之ヲ適用セス但母カ子ノ出生前ニ復籍ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス
- 第四條 父カ知レサル場合又ハ國籍ヲ有セサル場合ニ於テ母カ日本人ナルトキハ其子ハ之ヲ日本人トス
- 第五條 日本ニ於テ生マレタル子ノ父母カ共ニ知レサルトキ又ハ國籍ヲ有セサルトキハ其子ハ之ヲ日本人トス
- 第六條 外國人ハ左ノ場合ニ於テ日本ノ國籍ヲ取得ス
- 一 日本人ノ妻ト爲リタルトキ
- 二 日本人ノ夫ト爲リタルトキ
- 三 日本人ノ父又ハ母ニ依リテ認知セラレタルトキ
- 四 日本人ノ養子ト爲リタルトキ
- 五 歸化ヲ爲シタルトキ
- 第六條 外國人カ認知ニ因リテ日本ノ國籍ヲ取得スルニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス
- 一 本國法ニ依リテ未成年者タルコト
- 二 外國人ノ妻ニ非サルコト
- 三 父母ノ中先ツ認知ヲ爲シタル者カ日本人ナルコト
- 四 父母カ同時ニ認知ヲ爲シタルトキハ父カ日本人ナルコト
- 第七條 外國人ハ內務大臣ノ許可ヲ得テ歸化ヲ爲スコトヲ得
- 內務大臣ハ左ノ條件ヲ具備スル者ニ非サレハ其歸化ヲ許可スルコトヲ得ス
- 一 引續キ五年以上日本ニ住所ヲ有スルコト
- 二 滿二十年以上ニシテ本國法ニ依リ能力ヲ有スルコト
- 三 品行端正ナルコト
- 四 獨立ノ生計ヲ營ムニ足ルヘキ資産又ハ技能アルコト
- 五 國籍ヲ有セス又ハ日本ノ國籍ノ取得ニ因リテ其國籍ヲ失フヘキコト
- 第八條 外國人ノ妻ハ其夫ト共ニスルニ非サレハ歸化ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 左ニ掲ケタル外國人カ現ニ日本ニ住所ヲ有スルトキハ第七條第二項第一號ノ條件ヲ具備セサルトキト雖モ歸化ヲ爲スコトヲ得

- 一 父又ハ母ノ日本人タリシ者
- 二 妻ノ日本人タリシ者
- 三 日本ニ於テ生マレタル者
- 四 引續キ十年以上日本ニ居所ヲ有スル者
- 前項第一號乃至第三號ニ掲ケタル者ハ引續キ三年以上日本ニ居所ヲ有スルニ非サレハ歸化ヲ爲スコトヲ得ス但第三號ニ掲ケタル者ノ父又ハ母カ日本ニ於テ生マレタル者ナルトキハ此限ニ在ラス
- 第十條 外國人ノ父又ハ母カ日本人ナル場合ニ於テ其外國人カ現ニ日本ニ住所ヲ有スルトキハ第七條第二項第一號、第二號及ヒ第四號ノ條件ヲ具備セサルトキト雖モ歸化ヲ爲スコトヲ得
- 第十一條 日本ニ特別ノ功勞アル外國人ハ第七條第二項ノ規定ニ拘ハラズ內務大臣勅裁ヲ經テ其歸化ヲ許可スルコトヲ得
- 第十二條 歸化ハ之ヲ官報ニ告示スルコトヲ要ス
- 歸化ハ其告示アリタル後ニ非サレハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス
- 第十三條 日本ノ國籍ヲ取得スル者ノ妻ハ夫ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得ス
- 前項ノ規定ハ妻ノ本國法ニ反對ノ規定アルトキハ之ヲ適用セス
- 第十四條 日本ノ國籍ヲ取得シタル者ノ妻カ前條ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ取得セザリシトキハ第七條第二項ニ掲ケタル條件ヲ具備セサルトキト雖モ歸化ヲ爲スコトヲ得
- 第十五條 日本ノ國籍ヲ取得スル者ノ子カ其本國法ニ依リテ未成年者ナルトキハ父又ハ母ト共ニ日本ノ國籍ヲ取得ス
- 前項ノ規定ハ子ノ本國法ニ反對ノ規定アルトキハ之ヲ適用セス
- 第十六條 歸化人、歸化人ノ子ニシテ日本ノ國籍ヲ取得シタル者及ヒ日本人ノ養子又ハ入夫ト爲リタル者ハ左ニ掲ケタル權利ヲ有セス
- 一 國務大臣ト爲ルコト
- 二 樞密院ノ議長、副議長又ハ顧問官ト爲ルコト
- 三 宮內勅任官ト爲ルコト
- 四 陸海軍ノ將官ト爲ルコト
- 五 大審院長、會計検査院長又ハ行政裁判所長官ト爲ルコト
- 六 帝國議會ノ議員ト爲ルコト
- 第十七條 前條ニ定メタル制限ハ第十一條ノ規定ニ依リテ歸化ヲ許可シタル者ニ付テハ國籍取得ノ時ヨリ五年ノ後其他ノ者ニ付テハ十年ノ後內務大臣勅裁ヲ經テ之ヲ解除スルコトヲ得
- 第十八條 日本ノ女カ外國人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ日本ノ國籍ヲ失フ
- 第十九條 婚姻又ハ養子縁組ニ因リテ日本ノ國籍ヲ取得シタル者ハ離婚又ハ離縁ノ場合ニ於テ其外國ノ國籍ヲ有スヘキトキニ限り日本ノ國籍ヲ

失フ

第二十條 自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ

第二十一條 日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ノ妻及ヒ子カ其者ノ國籍ヲ取得シタルトキハ日本ノ國籍ヲ失フ

第二十二條 前條ノ規定ハ離婚又ハ離縁ニ因リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者ノ妻及ヒ子ニハ之ヲ適用セス但妻カ夫ノ離縁ノ場合ニ於テ離婚ヲ爲サス又ハ子カ父ニ隨ヒテ其家ヲ去リタルトキハ此限ニ在ラス

第二十三條 日本人タル子カ認知ニ因リテ外國ノ國籍ヲ取得シタルトキハ日本ノ國籍ヲ失フ但日本人ノ妻、入夫又ハ養子ト爲リタル者ハ此限ニ在ラス

第二十四條 滿十七年以上ノ男子ハ前五條ノ規定ニ拘ハラス既ニ陸海軍ノ現役ニ服シタルトキ又ハ之ニ服スル義務ナキトキニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

現ニ文武ノ官職ヲ帶フル者ハ前六條ノ規定ニ拘ハラス其官職ヲ失ヒタル後ニ非サレハ日本ノ國籍ヲ失ハス

第二十五條 婚姻ニ因リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ婚姻解消ノ後日本ニ住所ヲ有スルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ヲ回復スルコトヲ得

第二十六條 第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ依リテ日本ノ國籍ヲ失ヒタル者カ日本ニ住所ヲ有スルトキハ内務大臣ノ許可ヲ得テ日本ノ國籍ヲ回復スルコトヲ得但第十六條ニ掲ケタル者カ日本ノ國籍ヲ失ヒタル場合ハ此限ニ在ラス

第二十七條 第十三條乃至第十五條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

附則

第二十八條 本法ハ明治三十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ、議事日程ノ第十五特別委員ノ選舉

第十五 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 其委員ハ九名トシテ議長ノ指名ヲ望ミマス

(贊成「ト呼フ者アリ」)

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名致シマシテ御異議ガアリマスマイカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通致シマス、議事日程ノ第十六ニ移リマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

第十六 明治二十九年法律第六十三號中改正法律案 第一讀會

明治二十九年法律第六十三號中改正法律案

第六條 此ノ法律ハ明治三十五年三月三十一日マテ其ノ效力ヲ有ス

○恆松隆慶君(九十七番) 是モ格別説明モ質問モナイヤウデゴザイマスカラ、直チニ次ノ日程ニ移ラレマシテ議長ノ指名九名ノ委員ヲ願ヒマス

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、議事日程ノ第十七特別委員ノ選舉ニ移リマス

第十七 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(片岡健吉君) 是モ特別委員九名ヲ議長ガ指名致シマシテ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議長ガ指名スルコトニ致シマス、次ノ議事日程ノ第十八ニ移リマス、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

第十八 藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案 第一讀會

(政府提出貴族院送付)

藥品營業並藥品取扱規則中改正法律案

第四十六條ニ左ノ一項ヲ加フ

外國ノ大學藥學部若ハ藥學校ニ於テ卒業シタル者又ハ外國ニ於テ藥劑師免許ヲ得タル者ニシテ年齡滿二十年以上ノ者ハ其ノ卒業證書若ハ開業證書ヲ以テ藥劑師免狀ノ下付ヲ願出ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ内務大臣ハ其ノ證書ヲ調査シ試験ヲ要セスシテ免狀ヲ授與スルコトアルヘシ

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガアリマセネバ、議事日程ノ第十九特別委員ノ選舉

第十九 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 九名ノ委員ヲ議長ニ於テ指名スルコトニ願ヒタイ

○議長(片岡健吉君) 九名ノ委員ヲ議長ガ指名スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 次ハ議事日程ノ第二十、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

第二十 裁判所設立廢止及管轄區域變更ニ關スル法律案 第一讀會

裁判所設立廢止及管轄區域變更ニ關スル法律案

第一條 東京地方裁判所管内伊豆新島本村ニ新島區裁判所ヲ置キ同國八丈島大賀郷ニ八丈島區裁判所ヲ置ク

同地方裁判所管内小笠原島ノ内父島大村ニ父島區裁判所ヲ置ク

第二條 那霸地方裁判所管内琉球國宮古郡西里村ニ宮古區裁判所ヲ置キ同國八重山郡大濱間切ニ八重山區裁判所ヲ置ク

第三條 大阪地方裁判所管内天王寺區裁判所ヲ廢止ス

第四條 岡山地方裁判所管内津山區裁判所管轄播磨國佐用郡石井村ヲ神戸地方裁判所管内龍野區裁判所ノ管轄ニ編入ス但シ此ノ法律施行前ニ於テ津山區裁判所ノ爲シタル裁判ニ對スル上訴ハ岡山地方裁判所ノ管轄トス

第五條 新置區裁判所開廳ノ期日ハ司法大臣之ヲ定ム但シ新置區裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ事件ハ其ノ開廳マテ舊管轄ノ區裁判所又ハ島吏ヲシテ之ヲ取扱ハシム

第六條 裁判所位置及管轄區域表中東京、前橋、大阪、神戸、岐阜、熊本、鹿兒島、那霸ノ各地方裁判所管内ニ於ケル區裁判所管轄中左表ノ通改定ス

裁判所位置及管轄區域表

[illegible]

崎			長			屋古名			
那		鹿兒島	熊本			岐阜			
八重山	宮古	那覇	大島	知覽	山鹿	熊本	御嵩	大垣	岐阜
琉球	琉球	琉球	大隅	薩摩	肥後	肥後	美濃	美濃	美濃
八重山郡	宮古郡	國頭郡	大島郡	揖管郡 日置郡 阿多村	鹿本郡 隈府町 旭野村	熊本市 菊池郡 西合志村 阿蘇郡 上益城郡 白水村	可兒郡 加茂郡 古井町 下米川村 東白川村 和知村	本津郡 西根尾村	本津郡 加茂郡 西根尾村
		首里區	伊作村	河原村 菊池村 花房村	陣内村 田島村 北合志村 錦野村	飯地村 西加川村 飯見村 佐和村 三和村 福地村	川邊町 蜂屋村 加治田村 下麻生町 伊百津町 坂原村 潮見村	養老郡	生津村 東桑村 東根尾村 網代村 庶田村 合渡村
		島尻郡	田布施村	水瀧村 加茂川村 清泉村	瀨田村 津田村 原水村 平氣城村 護川村 合志村	山之上村 上米田村 富田村 久田見村		不破郡	土貴野村 網代村 庶田村 山添村 牛牧村
		中頭郡		龍門村 追間村				安八郡	武儀郡
								揖斐郡	

○議長(片岡健吉君) 格別御質問ガナケレバ議事日程ノ第二十一特別委員ノ

第二十一 右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉
○議長(片岡健吉君) 是モ九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議アリマセ
ヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕
○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ、其通致シマス、次ニ議事日程ノ第二十二、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第二十二 宅地組換法案(貴族院提出)

第一讀會

宅地組換法案

第一條 郡村宅地ヲ市街宅地ニ市街宅地ヲ郡村宅地ニ組換フ要スルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 前條ニ依リ地目ヲ組換ヘタル土地ハ其ノ年ヨリ組換地目ノ地租定率ニ依リ其ノ地租ヲ徵收ス

○高木正年君(百四十四番) 政府委員ニ御尋ヲ致シタイガ、此案ハ極單行法デ命令ニ依ッテ市街地ト爲ルカ、或ハ郡村地ト爲ルカト云フヤウナモノデゴザイマスガ、是ニ就イテ政府ハ一定ノ標準ガアルノデゴザイマスガ、其コトヲ承リタイト思ヒマス、例ヘバ町村ニシテ一万以上デアル、或ハ此市制ヲ施イテアルト同シ資格ノ土地、即チ二万五千以上ノ所ハ市街地ト爲スト云フガ如キ一定ノ標準ニ據ッテ命令ヲ發スル御考デゴザイマスガ、其コトニ就イテ明ニ御答辯ヲ望ミマス

(「委員會デ質問シタマヘ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今大藏省ノ政府委員ガ居リマセヌ

○恆松隆慶君(九十七番) 本員モ段々質問ガアリマスガ、詰リ此案ハ早晚委員ニ付託シナケレバナラヌカラ、委員會デ十分質問スルトシマシテ此場合ハ次ノ日程ニ移ラレンコトヲ希望致シマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事日程ノ第二十三ニ移リマス

第二十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○恆松隆慶君(九十七番) 議長指名ノ九名ノ委員ニ付託ナランコトヲ……

○議長(片岡健吉君) 九名ノ特別委員ヲ議長ガ指名シテ御異議ナケレバ、其通致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ第二十四ニ移リマス、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

第二十四

登錄稅法中改正法律案(木村誓太郎君外四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○木村誓太郎君(五十番) 是ハ政府提出ノ登錄稅ノトキニ私ハ委員會ノ結果ヲ併テ報告致シ置キマシタ、此際ニモウ別段登壇致シテ述べマセヌガ、是ハ即チ政府案ノ方ヘ合併ヲ致シテ自然ト消滅スル譯デゴザイマスルデ、此處デハ否決スルコトニ委員ハ決シテ居リマス

○議長(片岡健吉君) 木村誓太郎君カラ前ノ登錄稅法中改正案ノ報告ニ併テ報告シテアリマスカラ、是ヲ取消シタイト云フノコトデアリマスガ、御異議アリマスマイカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ取消スコトニ致シマス、次ヘ議事日程ノ第二十五、議案ノ朗讀ハ省略致シマス

第二十五 建議案(佐々友房君外三名提出)

建議案

今般地租増率ニ修正ヲ加ヘ且田畑地價ヲ修正シタル結果トシテ歳入ノ不足ヲ生セリ政府ハ葉煙草專賣收入其ノ他ニ此ノ不足ヲ補填スル財源ヲ調査シ速ニ之カ法律案及追加豫算ヲ提出セラレムコトヲ望ム仍テ此ニ建議ス

○星亨君(二百二十四番) 唯今ノ日程ニ上ッテ居リマスノハ、自分其他ノ提出デゴザイマスガ、少シ都合ガゴザイマスカラ、今日ノ議事日程カラ省カレシコトヲ希望致シマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 今星亨君カラ此建議案ハ次ノ議事日程ニ延シタイト云フコトデアリマスガ、御異議ナシト認メマス

○星亨君(二百二十四番) 今日ノ議事日程ヨリ……

○議長(片岡健吉君) 今日ノ議事日程カラ延バス……

○星亨君(二百二十四番) 次ノ日程ト云フコトハ極メテ置カヌ方ガ宜カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) ツレデハ是ハ次ノ議事日程ト云フノハ誤リデアリマシタ、唯今日ノ議事日程ヲ延バシタイト云フ申出デ、アリマスガ、格別御異議ハナシト認メマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 其次ノ神輦知常君カラ提出ノ建議案モ今日神輦君ガ不參デアリマスカラ、是モ今日ノ議事日程ハ延バシテ貰ヒタイト云フコトヲ電報デ申シテ參ッデアリマス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ナイモノト認メマス、明日ハ決議ニ據リマシテ休會ヲ致スコトニナッテ居リマスカラ、明後日ノ日程ハ書面ヲ以テ御報告スルコトニ致シマス、是ニテ散會致シマス

午後三時六分散會